

行政不服審査法に基づく審査請求について

1 審査請求の概要

審査請求とは、行政不服審査法第2条の規定により、行政処分を受けた者が当該処分の取消し等を求めることができる制度です。

行政処分が正当なものかどうか等の審理は、その処分に関与しない者（審理官）が担当し、審査庁（岐阜県公安委員会）において審理の結果を踏まえ裁決します（情報公開等に係る審査請求の審理は、県の審査会が担当します。）。

2 審査請求期間等

審査請求等を行う場合の相手方及び出訴期間は、以下のとおりです。

教 示 事 項	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月以内</u>に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p>
	<p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、提訴することができます。</p> <p>ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

3 審査請求の基本的流れ

審査請求書の提出	必要事項を記載し、法定期間までに提出してください。（持参、郵送を問いません。）
審理官指名通知	審理手続を担当する者についてお知らせします。
弁明書等の送付	処分庁から提出を受けた弁明書を送付します。 当該弁明書に対する反論書を提出することができます。
審理手続終結通知	論点の整理が尽されたと判断した時点で、審理の手続を終結し、これを通知します。
裁決書の送付	審理の結果を記載した裁決書を送付します。 これで審査請求は終了します。

4 書類等の送付、お問合せ先

〒500-8501

岐阜県岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県公安委員会（岐阜県警察本部警務部監察課訟務係）

電話 058-271-2424（代）

（内線 2895）

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
（祝日・休日・年末年始を除く）